

# 道路損傷の復旧処理をご紹介します

道路を管理する出張所の業務の一つに、道路や道路附属物(ガードレールや標識など)の損傷復旧手続きがあります。

交通事故で道路や道路附属物が損傷したときは、事故の当事者に復旧費用を負担していただくことになっています。細かい手続きはこの場では省略しますが、とても大切な仕事です。

平成20年度、尾花沢国道維持出張所では、41件の損傷復旧を行いました。

注:(1)この件数は原因者が判明しているものの復旧データです。

(2)ガードレールなどの道路附属物の損傷だけでなく、オイル流出や破片処理などの路面汚損処理も含まれます。



道路パトロールは、日々の道路安全確認のほかにも、このような道路附属物などの損傷状況を速やかに発見する目的もあります。

損傷箇所を発見し、2次被害防止のためにも、早急に原状回復に努めています。



管理係長

※事故による道路附属物等の損傷(オイル漏れなども含む)があった場合、発見した場合は、お近くの国道維持出張所管理係までご連絡下さい。

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など  
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchou/obaiji/index.html>

〒999-4221

山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1

TEL. 0237-23-2521

FAX. 0237-23-2523



## 1月の出張所通信

- 1-1. 降雪・積雪データを発表します
- 1-2. 国道沿いの冬支度をご紹介します
- 1-3. 冬の道路パトロールをご紹介します